

東部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業 リスク分担表

：県・市が共同/共通で負担するリスク

：県・市がそれぞれで負担するリスク

：補助的に負担するリスク

空欄：リスクが顕在化した場合に原則として負担を行わない

資料6

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	発生要因	影響	要因等の分類等	負担者			リスク分担の考え方と事業者リスクの担保方法	
							県	市	事業者		
共通	税制変更 リスク	1	公共施設に関する税制変更・新設による費用増加のうち、費用増加が明らかに確定可能で事業者の工夫による税額の抑制が不可能なもの	消費税法の変更等	費用増加				変更・新設に対応した支払増加分については県・市で分担負担する。		
		2	県施設のみに関する税制変更・新設による費用増加のうち、費用増加が明らかに確定可能で事業者の工夫による税額の抑制が不可能なもの		費用増加				県施設の変更・新設に対応した支払増加分を負担する。		
		3	市施設のみに関する税制変更・新設による費用増加のうち、費用増加が明らかに確定可能で事業者の工夫による税額の抑制が不可能なもの		費用増加				市施設の変更・新設に対応した支払増加分を負担する。		
		4	上記以外の税制変更・新設による費用増加（具体例：利益に課される税制度（法人税等）の変更等）	税制関連の法令変更	費用増加				事業者が業務に対応した支払増加分を負担する。		
		許認可の 取得等	5	許認可取得の遅延	事業者が取得すべき、建築確認申請、開発許可等	費用増加 遅延				遅延についてはモニタリングに基づく減額で対応。	
		法令の変更	6	法令の変更・新設による費用増加	法令の変更・新設	費用増加 遅延	事業に関する法令が変更される場合等、事業全体に関係する場合				変更に対応した支払増加分については県・市で分担負担する。
			7		補助金交付条件変更や施設の耐震性強化に伴う要求水準の変更等	費用増加 遅延	県施設に限定して変更がされる場合				県施設の変更・新設に対応した支払増加分を負担する。
			8		補助金交付条件変更や施設の耐震性強化に伴う要求水準の変更等	費用増加 遅延	市施設に限定して変更がされる場合				市施設の変更・新設に対応した支払増加分を負担する。
			9			費用増加 遅延	民間施設に限定して変更がされる場合				
			10			費用増加 遅延	上記以外の法令変更（具体例：共用部分への法令変更や追加的要求水準の変更等）				各業務の実施主体が負担する。

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	発生要因	影響	要因等の分類等	負担者			リスク分担の考え方と事業者リスクの担保方法
							県	市	事業者	
社会リスク	住民等の要望活動	11	県・市からの提示条件に関する地域住民等の要望活動・訴訟に起因する事業の遅延による費用増加	県・市の帰責	費用増加 遅延					県・市が共同して負担する。
		12	民間施設に関する要望活動・訴訟に起因する事業の遅延による費用増加		費用増加 遅延					県・市の提示条件に従って提案した民間施設の内容についての反対・要望等については分担する。
		13	上記以外の住民等の要望活動・訴訟に起因する事業の遅延による費用増加		費用増加 遅延					県・市が直接負担した費用の増加については事業者に損害賠償請求を行う。 遅延についてはモニタリングに基づく減額で対応する。
	環境の保全	14	貯水槽、電波伝搬対策等、提示条件に関する費用の増加		費用増加					制約となる条件は事前に明確に提示し、その費用は入札価格に盛り込ませる。 それ以上の増加分については、事業者負担とする。
		15	事業の実施が騒音や水質汚濁、大気汚染、振動、風害等環境に及ぼす影響への対策	県・市が提示した実施条件による場合	費用増加	県・市が提示した実施条件に起因して発生した場合				県・市が共同して負担する。
		16		上記以外の場合	費用増加 損害賠償	上記以外の場合。 事業実施において通常想定されうる影響等を含む。 具体的には、電波障害対策など				県・市が直接負担した費用の増加については事業者に損害賠償請求を行う。 遅延についてはモニタリングに基づく減額で対応する。
	第三者賠償	17	財産交換完了前に第三者への損害を与えた場合の賠償責任	県が提示した実施条件による場合	損害賠償	県が提示した条件に起因して発生した場合				保険等又は同等の措置を超えるものは県が負担する。
				市が提示した実施条件による場合	損害賠償	市が提示した条件に起因して発生した場合				保険等又は同等の措置を超えるものは市が負担する。
					損害賠償	上記以外の場合 (事業者に起因する場合等)				事業者の支払増加分を負担する。
		20	財産交換完了後に第三者へ損害を与えた場合の賠償責任	県が提示した実施条件による場合	損害賠償	県が提示した条件に起因して、県施設に関して発生した場合				保険等又は同等の措置を超えるものは県が負担する。
市が提示した実施条件による場合				損害賠償	市が提示した条件に起因して、市施設に関して発生した場合				保険等又は同等の措置を超えるものは市が負担する。	
				損害賠償	上記以外の場合 (事業者に起因する場合等)					
23		民間施設に関して第三者への損害を与えた場合の賠償責任		損害賠償						
24		事業者への貸与品の使用により第三者への損害を与えた場合の賠償責任	貸与品が不良品であった場合	損害賠償	貸与品が不良品であった場合					県・市が共同して負担する。
			上記以外の場合	損害賠償	上記以外の場合					損害の状況に合わせて事業者が負担する。
26	上記以外の事由により第三者に損害を与えた場合の賠償責任		損害賠償						損害の状況に合わせて事業者が負担する。	
債務不履行リスク	27	県の指示、県議会の不承認による事業の中止・延期	県の帰責	遅延 中止	予算案不通過、政策変更による事業中止・変更等。					

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	発生要因	影響	要因等の分類等	負担者			リスク分担の考え方と事業者リスクの担保方法		
							県	市	事業者			
	事業の中止・延期	28	市の指示、市議会の不承認による事業の中止・延期	市の帰責	遅延 中止	予算案不通過、政策変更による事業中止・変更等。						
		29	上記以外の事由による事業の中止・延期（不可抗力リスクを除く）		遅延 中止					県・市は事業者に遅延損害金又は違約金を徴求するとともに、損害のある場合は損害賠償請求権を共同して行使する。		
	支払遅延・不能	30	県の事由による県施設部分の支払遅延・不能		費用増加 機能変更	予算案不通過による支払遅延・不能等						
		31	市の事由による市施設部分の支払遅延・不能		費用増加 機能変更	予算案不通過による支払遅延・不能等						
	構成員の不履行	32	構成員の事情に起因する事業の延期（公共施設の設計業務、建設業務、工事監理業務に当たる企業を含む。）	事業者帰責						県・市は構成員の変更を求める。		
	民間施設の影響	33	民間施設に起因する事業全体の延期							県・市は附帯事業実施者の変更を求める。		
	不可抗力 人為的リスク	34	戦争、放射能、テロ等の人為的な被害に対する費用の負担	事業者の債務不履行による二次的被害等を除く		事業者の債務不履行による二次的被害等を除く					県・市が共同して負担する。	
		自然災害	35	要求水準等で示される県・市の想定を超える規模の天災(地震等)による被害に対する費用の負担	事業者の債務不履行による二次的被害等を除く		事業者の債務不履行による二次的被害等を除く					県・市が共同して負担する。
			36	上記以外の天災(地震等)による被害に対する費用の負担	事業者の債務不履行による二次的被害等を除く							各施設の事業運営者が応分に負担する。
		その他	37	上記以外の不可抗力リスク	事業者の債務不履行による二次的被害等を除く		事業者の債務不履行による二次的被害等を除く					保険等又は同等の措置を超えるものは県・市が共同して負担する。
	契約締結 リスク	契約未締結・遅延	38	契約が未締結又は遅延	県の帰責	遅延	県の帰責 (契約案の県議会の不承認を含む)					費用増加が不可避な場合は、増額分を支払う。 遅延の場合は、工程の見直しを行う。
			39		市の帰責	遅延	市の帰責 (契約案の市議会の不承認を含む)					費用増加が不可避な場合は、増額分を支払う。 遅延の場合は、工程の見直しを行う。
40				事業者帰責	遅延	事業者帰責					事業に生じた遅延については遅延損害金を徴求する。	
41				特定不可能	遅延	特定不可能					各自負担。	

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	発生要因	影響	要因等の分類等	負担者			リスク分担の考え方と事業者リスクの担保方法
							県	市	事業者	
調査・設計段階	設計リスク 調査の誤り	42	県実施調査の誤りに起因する費用増加または遅延	県の帰責	費用増加 遅延					
		43	市実施調査の誤りに起因する費用増加または遅延	市の帰責	費用増加 遅延					
		44	上記以外の調査の誤りに起因する費用増加または遅延	事業者帰責	費用増加 遅延				原則として、調査を実施したものが負担する。	
	設計変更	45	財産交換協定以降に県の指示、変更により設計変更したことによる工事費用等の増加	県の帰責	費用増加 遅延				費用が増加した場合は県が負担し、減少した場合は減額変更を行う。	
		46	財産交換協定以降に市の指示、変更により設計変更したことによる工事費用等の増加	市の帰責	費用増加 遅延				費用が増加した場合は市が負担し、減少した場合は減額変更を行う。	
		47	上記以外による設計変更したことによる工事費用等の増加	事業者帰責	費用増加 遅延				事業者がリスクを負担するものとし、契約金額の変更は行わない。	
	設計等費用 変更	48	県の指示、変更起因する設計等費用の増加	県の帰責	費用増加 遅延				費用が増加した場合は県が負担し、減少した場合は減額変更を行う。	
		49	市の指示、変更起因する設計等費用の増加	市の帰責	費用増加 遅延				費用が増加した場合は市が負担し、減少した場合は減額変更を行う。	
		50	上記以外による設計等費用の増加	事業者帰責	費用増加 遅延				事業者がリスクを負担するものとし、契約金額の変更は行わない。	
	工法欠陥 リスク	51	技術、工法等の欠陥による被害	事業者帰責	費用増加 損害賠償 遅延					
経済リスク 物価変動	52	財産交換協定以降の物価変動に起因する調査設計費用の増加	物価変動	費用増加				調査・設計段階では原則として物価変動を考慮しない方針。		
建設段階	建設リスク 工事完了の 遅延	53	県の指示、変更起因する完了の遅延	県の帰責	遅延				工程の見直しを行う。	
		54	市の指示、変更起因する完了の遅延	市の帰責	遅延				工程の見直しを行う。	
		55	上記以外による完了の遅延		遅延				遅延については財産交換時に契約に基づき違約金として徴収する。	
	工事費増減	56	県の指示、変更起因する工事費用の増減	県の帰責	費用増減				費用が増加した場合は県が負担し、減少した場合は減額変更を行う。	
		57	市の指示、変更起因する工事費用の増減	市の帰責	費用増減				費用が増加した場合は市が負担し、減少した場合は減額変更を行う。	
		58	上記以外による工事費の増加		費用増加				事業者がリスクを負担するものとし、契約金額の変更は行わない。	
経済リスク 物価変動	59	契約時点以降の物価変動による工事費の増加		費用増加				物価変動の状況に応じて、事業者の協議に応じる予定である。		